

平成25年6月10日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**平成25年法人税改正、交際費枠拡大**
— 限度額 800万円まで 100% 損金算入 —

地域経済を支える中小企業を支援するため、中小企業に限り認められている交際費の損金算入（法人税計算上、経費として利益から控除される）の特例措置が拡大されました。

◎適用される法人（中小法人）

資本金1億円以下の法人（ただし資本金5億円以上の大法人の完全子会社等は除外）

◎適用事業年度

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度

（ ……1年間の時限立法の特別措置法ですが、例年適用期限は延長されており26年税制改正でも適用期限の延長の可能性は高いと思われます。）

◎改正内容**（1）現行制度**

交際費は原則、損金不算入（法人税計算上、利益から控除されない）ですが、中小法人が支出する交際費については、各事業年度に支出した交際費の合計額のうち1年につき600万円までの部分についてはその90%が損金に算入できます。

計算例) 資本金1000万円のA法人、年間支出交際費額900万円の場合
損金算入額…600万円×90%=540万円
損金不算入額…900万円-540万円=360万円

（2）今回改正

中小法人が、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費については、その事業年度に支出した交際費の合計額のうち1年につき800万円までの部分については全額損金に算入できます。

計算例) 資本金1000万円のA法人、年間支出交際費額900万円の場合
損金算入額…800万円×100%=800万円
損金不算入額…900万円-800万円=100万円

……改正により**260万円**（360万円-100万円）の課税利益減少、
税額（法人税、復興特別法人税、都民税、事業税、地方法人特別税）
で、**623,400円~1,093,300円**（税率23.98%~42.05% *）減税

* 税率はその年度の課税利益総額により変わります。